（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（金融機関が営むことができない業務） **第三条**　令第三条第四号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 ［一～五　略］ 六　信託財産の管理又は処分において暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。以下同じ。）を含む財産の信託及び暗号資産関連デリバティブ取引（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百二十三条第一項第三十五号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）を行う信託 ２　［略］ （業務の種類及び方法） **第四条**　［略］ ２　前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十二号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。 一　［略］ 二　有価証券（第十一号に掲げるものを除く。） ［三～十　略］ 十一　電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。以下同じ。） 十二・十三　［略］ （信託契約締結時の交付書面の記載事項） **第十五条**　法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第一項第四号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。 ［一～三　略］ 四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十三号において同じ。）にあつては、当初信託元本額 五　暗号資産関連有価証券の信託（信託財産の管理又は処分において主として暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第百四十六条の三第二項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）を含む財産の信託をいう。以下同じ。）にあつては、次に掲げる事項 イ　暗号資産は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと。 ロ　暗号資産の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由 ハ　暗号資産は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済のために使用することができること。	（金融機関が営むことができない業務） **第三条**　［同上］ ［一～五　同上］ ［号を加える。］ ２　［同上］ （業務の種類及び方法） **第四条**　［同上］ ２　前項第三号イに掲げる事項は、次に掲げる財産の区分により記載するものとし、第四号、第八号、第九号及び第十一号に掲げる財産についてはその細目を記載するものとする。 一　［同上］ 二　有価証券 ［三～十　同上］ ［号を加える。］ 十一・十二　［同上］ （信託契約締結時の交付書面の記載事項） **第十五条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　特定寄附信託（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の五第一項に規定する特定寄附信託をいう。第十九条第一項第十二号において同じ。）にあつては、当初信託元本額 ［号を加える。］